

平成 22 年 8 月 30 日  
環 境 共 生 課

1 計画改定の趣旨

現計画策定後の取組成果を踏まえながら、社会経済情勢変化に対応した見直しを行うものであること。

関連計画等と整合性を図りながら、かつ相互に連携しながら、なお一層効果的かつ的確に施策を推進していくものであること。

地球温暖化問題や生物多様性の危機等、地球規模での環境問題が深刻化しており、持続可能で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくためには、自然共生社会と低炭素社会に向けた取組みとのより一層の連携が求められていること。

2 計画の位置付け

「福島県循環型社会形成に関する条例」第 10 条第 1 項により、知事が定めなければならないとされている計画である。

福島県総合計画の部門別計画である福島県環境基本計画を推進するための個別計画である。

「福島県廃棄物処理計画」や「福島県地球温暖化対策推進計画」等との関連のもとに策定する計画である。

3 計画期間

福島県総合計画が描く将来展望をもとに、平成 26 年度を目標年度とする 4 力年計画

【福島県総合計画が描く 30 年後の福島のイメージ】

環境負荷の少ない低炭素・循環型社会に転換し、美しい自然環境に包まれた持続可能な社会が実現しています。

4 計画改定の基本的な考え方

深刻化する地球温暖化問題など本県の環境を取り巻く状況の変化を踏まえながら、現行計画に掲げる条例の基本理念に基づく 3 つのビジョンの実現を引き続き目指すこととし、上位計画が描く将来イメージの実現に向けた取組みをより一層進めていく。

5 次期計画の骨子（案）について

別紙資料 2 のとおり